

## 北九州市週休2日試行工事（建築関係）実施要領

### （趣旨）

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取り組みとして、北九州市が発注する市営住宅工事及び営繕工事（新築、改修、解体工事に伴う全ての工事）における週休2日を試行するために必要な事項を定めるものである。

### （定義）

第2条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。

#### （1）休日

平日並びに土曜・日曜・祝日に係らず、現場閉所を行った日とする。

なお、準備期間や後片付け期間など、仮設物がなく現場閉所の確認ができない期間における休日については、受注者が休日として設定した週2日程度の日とする。

#### （2）週休2日

原則として、1週間当たり休日を2日確保し現場を閉所することをいう。

#### （3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、1日を通して現場における作業（現場事務所での作業を含む）が無く、閉所された状態をいう。

なお、分離発注の場合、各発注工事単位で1日を通して現場における作業（現場事務所での作業を含む）が無い状態を含む。

#### （4）対象期間

契約工期日数（契約締結の翌日から完成届にて受注者が完成とした現在日まで）とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの実施等で現場が継続して閉所状態となる期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### （試行対象工事）

第3条 試行対象工事は、原則として本要領の施行日以降に入札手続きを開始する全ての市営住宅工事及び営繕工事とする。ただし、以下の条件に該当する工事は対象外とすることができる。

#### （1）軽微な工事（伝票工事）

#### （2）緊急工事

#### （3）災害復旧工事

#### （4）作業日に関して特別な制約がある工事

#### （5）その他、1ヶ月未満で完了するなど週休2日の取り組みに適さない工事や、特別な事情等で週休2日の取り組みが困難な工事

### （適正な工期の確保）

第4条 工期の設定については、週休2日並びに不稼働日（天候事情、作業制約、年末年始及び夏季休暇等による作業不能日）を考慮した期間とする。なお、「週休2日試行工事」を実施しない場合であっても、それを理由として工期の変更は行わない。

### (発注方式)

第5条 発注方式は、次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式とする。

#### (1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

#### (2) 受注者希望型

受注者が契約締結後に、発注者と協議したうえで週休2日の実施を決めることができる方式

### (試行の流れ)

第6条 発注から実施までの流れは以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、試行対象工事を発注する場合、現場説明書への記載により対象工事である旨を明示する。
- (2) 受注者は、「週休2日試行工事」を実施する場合、速やかに「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」を監督員に提出し、現場閉所の計画や工程内容等について監督員の確認を受けるものとする。なお、分離発注工事の「実施工程表」は、受注者間で調整し、工事の進捗に影響が出ない「現場閉所予定日」を記載したものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日試行工事」である旨を既存の工事表示板へ追記する。

#### 【記載例】

<b>〇〇〇〇工事</b>	
<b>週休2日試行工事</b>	
■ 期間	令和〇年 〇月 〇日～ 令和〇年 〇月 〇日
■ 施工	〇〇〇〇株式会社 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
■ 監理	北九州市〇〇〇〇 〇〇部 〇〇課 〇〇〇-〇〇〇〇
ご迷惑をおかけしていますが、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	

- (4) 受注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、適宜「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」を修正し、監督員の確認を受けるものとする。なお、分離発注工事の「実施工程表」は、その都度、受注者間で調整したものとする。
- (5) 受注者は、休日や作業日を変更する場合、原則として前日までに監督員に申し出るものとする。
- (6) 受注者は、現場閉所予定日に作業を行う場合、原則として年末年始及び夏季休暇を除く前後14日以内に振替を確保するものとする。

- (7) 受注者は、工事日報等に「現場閉所日」を記載し、監督員の求めに応じて状況が提示できるようにしておく。
- (8) 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事日報等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数（現場閉所率）を確認する。
- (9) 監督員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (10) 受注者並びに監督員は、「週休2日試行工事」の実施にあたって、既存の書類の活用に努めるなど、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意する。
- (11) 受注者並びに監督員は、一つの工事現場において、仕上工事や設備工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（別途発注工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (12) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (13) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

#### **（工期の延期）**

第7条 受注者の責によらない事由により工期内に工事の完了ができないと想定される場合は、受発注者間の協議のうえ、工期の延期並びに週休2日の継続ができるものとする。

#### **（現場閉所率の確認方法等）**

第8条 現場閉所率は、以下の式により求めることとする。

なお、暴風雨、猛暑、積雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

$$\text{「現場閉所率」} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間日数}}$$

#### **（工事費の補正）**

第9条 工事費の補正については以下のとおりとする。

- (1) 工事費の補正は、以下の①から③までの現場閉所率に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 4週8休以上（現場閉所率が「8日/28日」以上）  
「補正係数」= 1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が「7日/28日」以上「8日/28日」未満）  
「補正係数」= 1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が「6日/28日」以上「7日/28日」未満）  
「補正係数」= 1.01

## （2）積算及び変更方法

### ① 発注者指定型

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

### ② 受注者希望型

現場閉所の状況を確認後、その達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)①～③に変更して工事費を積算し、最終設計変更時に請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。ただし、現場閉所が4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

## （工事成績評定）

第10条 発注者は、週休2日の達成状況に応じて、工事成績評定により加点評価を行う。

なお、受注者の責において、週休2日が達成できない場合であっても、減点評価は行わない。

## （実施証明書）

第11条 週休2日を試行し、達成が確認できた場合、発注者は完成を確認した後に、週休2日実施証明書を発行するものとする。ただし、受注者から発行の申し出が無い場合はこの限りではない。

## （その他）

第12条 受注者は、週休2日試行工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとし、竣工検査日までに技術監理局技術管理課へメールすることとする。

2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

## （附則）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## （附則）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

## （附則）

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

**(附則)**

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

**(附則)**

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

**(附則)**

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

**(附則)**

この要領は、令和5年10月1日から施行する。